

いわき市中小企業振興懇談会設置要綱

(設置)

第1条 市内経済や地域社会において重要な役割を担っている中小企業の振興について、学識経験者や商工業者等からの意見を聴くため、いわき市中小企業振興懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 懇談会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例の制定に関する事項
- (2) その他中小企業振興に関する事項

(組織)

第3条 懇談会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体等の役員又は職員
- (3) その他市長が適当と認める者

2 懇談会には、会長及び副会長を置く。

3 会長及び副会長は委員の互選により定める。

4 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 懇談会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会長は、必要に応じ、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第6条 懇談会の事務局は、商工観光部商工労政課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月26日から実施する。